

別添資料 4

参自発 1212 第 2 号
令和 7 年 12 月 12 日

都道府県
各 指定都市 自殺対策主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
(公 印 省 略)

令和 7 年度「自殺対策強化月間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、3 月の 1 ヶ月間は「自殺対策強化月間」と位置づけられています。また、同条第 4 項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）において、自殺対策強化月間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に例年 3 月は各月の中でも最も自殺者数が多い傾向にあることを踏まえて、自殺対策強化月間ににおいて集中的な啓発活動を推進しています。

令和 6 年の小中高生の自殺者数は過去最多の 529 人となっており、令和 5 年 6 月 2 日に取りまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、引き続き、こどもの自殺対策を推進していくこととしています。さらに、各都道府県・指定都市における「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置に向けた取組の推進、ゲートキーパー研修の受講勧奨等をお願いいたします（ゲートキーパー研修修了者数：8,981 名（3 月 31 日時点））。

なお、文部科学省から、別添のとおり、「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和 7 年 12 月 12 日付け 7 初児生第 25 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が発出されておりますので、教育委員会担当課等との連携を図っていただくようお

願いいたします。

つきましては、各都道府県・指定都市・市区町村におかれても、自殺対策強化月間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に自殺対策強化月間に向けた取組を呼びかけていただくようお願ひいたします。あわせて、下記についてご協力をお願ひいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺対策強化月間にに関する広報ポスターを作成いたしますので、多くの人が集まる場所への掲示（公的機関の他、大型商業施設、スーパー、コンビニ、金融機関等）をお願いいたします。

また、ポスターは、1月下旬を目途にお送りする予定ですが、3月の自殺リスクの高まりに対応するため、自殺対策強化月間を迎える前（2月中）から掲示いただくことが効果的と考えますので、準備が整い次第、早いうちから掲示いただくようお願ひいたします。

あわせて、自殺対策強化月間にに関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や関係機関、関係団体への周知につきましてもご協力をお願ひいたします。

※3月は特に40代、50代を中心とした中高年男性の自殺者数が多くなる傾向を踏まえて、中高年男性に相談を呼びかけるポスターと動画を作成予定です。このため、ポスターの掲示場所については、各地域において中高年男性が多く利用する施設への掲示についてご配慮をお願いいたします。なお、全国の鉄道機関に対しては、厚生労働省から直接配布を行う予定です。

2 自殺対策強化月間における取組の強化について

こころの健康相談統一ダイヤルにつきましては、例年、自殺対策強化月間の取組に併せて、相談時間の延長、回線の増設等相談体制の強化を図っている自治体からの報告を受けており、相談員の確保等のご尽力に感謝申し上げます。

今年度も、自殺対策強化月間における相談事業の強化をお願いいたします。

※その際、一般的に相談件数が少ない傾向のある男性が相談につながるよう、例えば、広報ポスターを活用して中高年男性への呼びかけを行うこと、男性も安心して相談できることをホームページやパンフレット等で改めて明記すること、男性を優先した時間帯を設定すること、男女共同参画の取組として実施されている「男性のための相談」と連携すること、などの配慮・工夫についてご検討をお願いいたします。

3 自殺対策強化月間に実施する取組の公表について

貴自治体（都道府県におかれでは管内市区町村分も含む。）が令和7年度「自殺対策強化月間」にあわせて実施する取組については、①「支援情報検索サイト」への登録及び公表、②関係府省庁・関係団体の取組とともに厚生労働省HP等において公表

を行う予定です。「支援情報検索サイト」への登録について、ご協力くださいますようお願いいたします。

(参考) 令和7年度自殺予防週間の主な取組（厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/r7_jisatsuyoboushukan.html

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111（内線 2837）

担当者：佐藤、渡邊、山本

E-mail : jisatsutaisaku@mhlw.go.jp